海外サマースクール誓約書

私は、岡山大学国際センターが主催する海外サマースクール(以下、「研修」という。)への参加にあたり、参加者個人の自覚と責任において、安全と健康に十分に注意を払うとともに、以下の事項を誓約いたします。

なお、誓約事項に反した場合は、参加資格が取り消されたり、岡山大学(以下、「本学」という。)の支援を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。

- 1. 研修に係る所定の経費を定められた期日までに支払うこと。
- 2. 事前に行われるガイダンス等(複数回あり)を必ず受講すること。
- 3. 研修に際し、出国から帰国までを保険期間とする所属大学推奨の海外旅行保険に加入をすること。
- 4. 研修中は、緊急連絡用として、国際通話が可能な携帯電話を常時所持すること。
- 5. 研修中は、本学及び派遣先機関が定めるプログラム内容・日程に従うこと。
- 6. 研修の趣旨を十分に理解し、派遣先機関での学業に精力的に取り組むこと。本学は派遣先機関に対して、成績等の問合せを行うことがあることを了解し、また、研修期間中又は研修期間終了後に、本学から要請を受けたときは、派遣先機関での学業成績を本学国際センターに速やかに通知すること。
- 7. 研修中は、派遣先機関が定める居住先に滞在すること。
- 8. 居住先がホームステイの場合、ホストファミリーとの十分なコミュニケーションを図り、双方に 快適な状況を形成するよう最大限努めること。
- 9. 渡航期間中は車両(自転車を除く)の運転をしないこと。
- 10. 渡航期間中は、日本国及び滞在国(地域)の法令、派遣先機関の規則を遵守し、六大学連携機構 に加盟する大学の学生として責任ある行動をとること。滞在国(地域)で合法とされることであっ ても、日本国で違法となる場合には、日本国の法令に従うこと(飲酒、薬物等)。
- 11. 派遣先機関が所属する国(地域)の気象状況、治安状況等によって、本学が研修の中止、延期又は帰国勧告を決定することがあり、その際には本学の指示に速やかに従うこと。
- 12. プログラム参加学生が被った人的若しくは物的損害又はプログラム参加学生が与えた人的若しくは物的損害が次の(1)~(5)にあたる場合は、本学はその賠償責任を負わないことを了承し、本学の責任を問わないこと。
 - (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規制、航空機等の突然のス

ケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害

- (2) 研修参加学生の法令又は公序良俗に反する行為により生じた損害
- (3) 研修参加学生の故意又は過失により生じた損害
- (4) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害
- (5) 研修参加学生の個人的問題から生じた損害
- 13. 帰国後、本学が主催する研修説明会等の開催に際して、研修体験談のスピーカーなどとして出席を要請したときは、積極的に協力すること。
- 14. 帰国後、研修先にて撮影した写真や研修体験談などを、本学が作成する海外研修案内、海外語学研修体験記などの冊子に掲載する要請を受けたときは、積極的に協力すること。

甲込プログフム名:	
大学名:	
学部·研究科名:	
学籍番号:	
学生氏名(直筆):	_
署名日:西暦 年月日	
保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵	守することを保証します。
保証人氏名(直筆):	_ 学生との続柄
署名日:西暦 年 月 日	